

四万十市公告

四万十市立具同保育所移転改築工事等の実施設計を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年8月15日

四万十市長 中 平 正 宏



1 施設内容及び業務概要等

- (1) 業 務 名 四万十市立具同保育所移転改築工事等実施設計業務
- (2) 業務内容 四万十市立具同保育所の新築工事等に係る実施設計業務
- (3) 履行期限 契約締結の翌日から令和5年5月31日
- (4) 発 注 者 高知県四万十市長 中平 正宏
- (5) 見積限度額 36,655,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 参加資格要件

次に掲げる全ての要件に該当する者であること。

- (1) 四万十市内に本店もしくは事業所(営業所、支店等)を有する者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 令和4年度四万十市指名競争入札参加資格者名簿(建設コンサルタント)(以下「名簿」という。)に登載されたものであること。

ただし、名簿に登載されていない場合は、令和4年度四万十市入札参加資格申請書(建設コンサルタント)を提出している者又は、別に定める参加資格申請書類を提出したうえで、参加意思表明書提出期限までに資格を有すると認められた者とする。

なお、この参加資格については、本件委託業務についての参加資格のみであり、本件書面の提出により令和4年度指名競争入札参加資格登録業者への追加登録とはならないので注意すること。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本プロポーザル手続きの開始の公告がなされた日から、契約候補者を特定するまでの間において、国、県及び四万十市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者でないこと。
- (7) 四万十市暴力団排除条例(平成23年条例第3号)に基づく排除措置を受けていないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 参加手続き等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当

所管課：高知県四万十市子育て支援課保育係

住 所：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話番号：0880-34-1780

FAX 番号：0880-34-9003

e-mail：hoiku@city.shimanto.lg.jp

※上記担当窓口の対応可能時間は、土日祝日を除く8:30～17:15の間とする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

URL：<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-05/oa-05-02/index.html>

(3) 参加表明書及び審査書類の提出期限等

ア 提出期限 令和4年8月29日（月）午後5時15分まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 技術提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和4年9月16日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

4 選定方法等

審査書類等の評価、技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約候補者1者、次点者1者を選定する。

5 審査基準

審査書類等、技術提案書及びヒアリング等による事業者の能力について

6 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

- (2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (3) 詳細は四万十市立具同保育所移転改築工事等実施設計プロポーザル実施要領等による。
- (4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。